

## 土壤汚染に係る環境基準について

平成3年8月環境庁告示第46号より抜粋

改正平成5環告19・平成6環告5・平成6環告25・平成7環告19・平成10環告21・平成28環告30

平成13環告16・平成20環告46・平成22環告37・平成26環告44

平成30環境77（平成31年4月1日 施行）

項目		基準値
1	カドミウム	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 0.4mg 以下であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。
3	有機りん	検液中に検出されないこと。
4	鉛	検液 1 Lにつき 0.01 mg以下であること。
5	六価クロム	検液 1 Lにつき 0.05 mg以下であること。
6	砒素	検液 1 Lにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき 15 mg 未満であること。
7	総水銀	検液 1 Lにつき 0.0005 mg以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
9	P C B	検液中に検出されないこと。
10	銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき 125mg 未満であること。
11	ジクロロメタン	検液 1 Lにつき 0.02mg 以下であること。
12	四塩化炭素	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。
13	クロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。
14	1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.004mg 以下であること。
15	1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.1mg 以下であること。
16	1,2-ジクロロエチレン ※	検液 1 Lにつき 0.04mg 以下であること。
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg 以下であること。
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.006mg 以下であること。
19	トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.03mg 以下であること。
20	テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。
21	1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。
22	チウラム	検液 1 Lにつき 0.006mg 以下であること。
23	シマジン	検液 1 Lにつき 0.003mg 以下であること。
24	チオベンカルブ	検液 1 Lにつき 0.02mg 以下であること。
25	ベンゼン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。
26	セレン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。
27	ふっ素	検液 1 Lにつき 0.8mg 以下であること。
28	ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg 以下であること。
29	1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき 0.05mg 以下であること。

備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面かられており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1 mgを 超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3 mgとする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機磷（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

※ 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K 0125 の5.1、5.2 又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K 0125 の5.1、5.2 又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。